

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月25日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：セルビア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト

1 契約予定期間：2014年3月上旬～2016年2月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
全世界における省エネルギーに係る技術移転又は調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月15日から2014年1月17日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月15日から2014年1月20日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月31日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月中旬
- (5) 契約交渉 : 2月中旬

5 業務の目的

セルビア共和国（以下、「セルビア」）は一次エネルギー総供給量の50%以上を自国の石炭供給で賄っているものの、石油の約79%（2009年）、天然ガスの約90%（2009年）を主にロシアからの輸入に頼っており、一次エネルギー全体に占める輸入依存度は40%程度にも上っている。エネルギー安全保障の観点から、エネルギー源の多様化と共に省エネルギーの推進が求められている。

また、セルビアはEU加盟に向けて2006年にEUおよび南東欧諸国のエネルギー共同体条約（Energy Community Treaty）に加盟しており、エネルギー効率化に関するEU指令（EU Directive 2006/32/EC）と整合性をとるべく努力する必要がある。同指令では2008年から2016年の9年間に最終エネルギー消費量を9%削減することが規定されており、エネルギー消費削減の中間目標を設定する3カ年毎の国家行動計画作成が求められている。

係る状況下、JICAはセルビアにおいて開発計画調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」（2009年6月-2011年6月）を実施した。同調査を通じて、セルビア国の産業部門のエネルギー消費量は最終エネルギー消費量の25%に上り、産業部門のエネルギー原単位は、我が国と比較すると4倍以上であることから、産業部門の省エネルギーポテンシャルは充分にあることが判明している。同調査の成果であるエネルギー管理制度の制度設計と同制度構築に係る提言を踏まえ、セルビアは、「エネルギー効率利用に係る法律（以下、「省エネルギー法」）」を2013年3月に制定した。省エネルギー法の制定を受け、エネルギー管理制度の枠組みの策定及びエネルギー管理士及び診断士の人材育成が急務となっている。

「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」（以下、本事業）は、セルビア政府から我が国に対して2010年9月に要請され、2011年8月に採択されている。対セルビアの我が国援助方針の3つの重点分野（市場経済化、医療・教育、環境保全）のうち、本事業は「環境保全」の中に位置づけられているものである。本事業開始の前提条件である省エネルギー法が制定されたことから、2013年7月から11月にかけて詳細計画策定調査を実施した。その際、現地調査を3回に分け、7月に第1次現地調査としてセルビア側の現状・課題を抽出・確認し、9月に第2次現地調査として本格協力の枠組みを決定するためのR/D協議を行い、11月に第3次現地調査としてセルビア側のエネルギー管理制度の枠組みに係る確認・助言を行った。詳細計画策定調査の結果、セルビア側は、2015年1月よりエネルギー管理制度の導入・実施開始に向けて、急ピッチで準備を進めており、政令（Decree）や省令（Rulebook）などの関連法令を2013年11月及び2014年3月に制定する見通しであることが判明した。また、MEDEP大臣の正式レターにより、ベオグラード大学機械工学部がTOに内定し、供与機材となる省エネルギー実習機材が同学部に納入される予定であることが確認された。

本事業は、エネルギー管理制度の導入・実施を目的として、制度構築支援及び人材育成を行うものである。日本側の実施体制としては、本業務を受託するコンサルタントに加え、別途、省エネルギー実習機材の機材調達をJICAが実施する予定である。本業務では、同機材調達の実施支援も行うこととする。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア．上位目標

エネルギー管理制度下の指定事業者における省エネが推進される。

イ．プロジェクト目標

エネルギー管理制度が導入され、実施される。

ウ．期待される成果

- 成果 1 エネルギー管理と診断制度のスキーム設計がなされる。
- 成果 2 エネルギー管理士およびエネルギー診断士の座学研修プログラムが確立される。
- 成果 3 エネルギー管理士およびエネルギー診断士の実技研修プログラムが確立される。
- 成果 4 エネルギー管理士と診断士の資格が制度化される。
- 成果 5 MEDEPのエネルギー管理および診断制度の実施・管理能力が強化される。

エ．業務対象地域

セルビア全土

オ．プロジェクト実施体制

- ・エネルギー・開発・環境保全省 (MEDEP: Ministry of Energy, Development and Environment Development)
- ・研修機関 (TO: Training Organization) (ベオグラード大学機械工学部に内定、2014年3月に正式決定予定)

(2) 業務内容

ア．ワークプランの策定・協議

イ．エネルギー管理と診断制度のスキーム設計 (成果 1) に係る活動

- (ア) 指定事業者を特定するためのエネルギー消費調査実施支援
- (イ) ガイドブックの作成支援
- (ウ) エネルギー管理制度のデータベースのプログラム作成支援

ウ．エネルギー管理士およびエネルギー診断士の座学研修プログラムの確立 (成果 2) に係る活動

- (ア) エネルギー診断士向け座学研修プログラムに係るカリキュラムの作成
- (イ) エネルギー診断士向け座学研修の教科書と副教材の作成
- (ウ) エネルギー管理士のトレーナーに対し、研修方法指導
- (エ) エネルギー診断士のトレーナー研修実施
- (オ) エネルギー管理士の座学研修の実施支援
- (カ) エネルギー診断士の座学研修の実施支援

エ．エネルギー管理士およびエネルギー診断士の実技研修プログラムの確立 (成果 3) に係る活動

- (ア) 実習機材の詳細設計
- (イ) 実習施設の準備支援
- (ウ) 実習機材の調達
 - ・省エネルギー実習機材の調達実施支援
 - 「ボイラー及びスチームトラップ設備」、「ポンプ設備」、「コンプレッサー設備」の調達実施支援 (入札準備支援、入札実施支援、受注業者の施工管理、納入時の検品・検収業務を含む)
 - ・省エネルギー実習機材の調達
 - 「計測機器」の調達実施
- (エ) 実技研修プログラムに係るカリキュラムの作成
- (オ) 実技研修の教科書と副教材の作成
- (カ) エネルギー管理士とエネルギー診断士のトレーナー研修実施
- (キ) エネルギー管理士・診断士の実技研修に係る実施支援

オ．エネルギー管理士と診断士の資格制度化 (成果 4) に係る活動

- (ア) エネルギー診断士用試験の準備支援

カ．MEDEPのエネルギー管理および診断制度の実施・管理能力の強化 (成果 5) に係る活動

- (ア) 指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発活動・セミナーの計画支援
- (イ) 指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発・セミナーの実施支援
- (ウ) 指定事業者へのモニタリング支援
- (エ) エネルギー診断士のパフォーマンスチェック実施
- (オ) エネルギー管理制度の実施に係る再検討の支援。
- (カ) エネルギー管理制度に必要な見直しに対する支援

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2014年3月中旬)
- (2) ワーク・プラン (2014年3月中旬)
- (3) プロジェクト業務進捗報告書 (2015年3月中旬)
- (4) プロジェクト業務完了報告書 (2016年2月中旬)
- (5) 技術協力成果品
- ア．機材調達に係る入札図書(案)等 (2014年4月中旬)
- イ．機材調達に係る検品・検収報告書 (2015年4月中旬)
- ウ．エネルギー診断士向け座学研修カリキュラム・テキスト (2016年2月中旬)
- エ．省エネルギー実習に係るカリキュラム・テキスト (2016年2月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/省エネルギー政策・制度（評価対象予定者）
- (2) エネルギー管理制度（評価対象予定者）
- (3) 省エネルギー資格研修制度
- (4) 省エネルギー技術（熱）
- (5) 省エネルギー技術（電気）
- (6) 省エネルギー技術（機材調達）（評価対象予定者、対象国経験・語学力評価せず）

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定。
- ・ 2013年7月-11月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・ 2013年12月に基本合意文書（R/D）締結済み。
- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）を配布資料とする予定。
- ・ 本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」（ ）のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。

緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉外務大臣（当時）の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。